



廃棄物管理責任者講習会

さらなる廃棄物の減量と資源化の推進のために

第二部 「北区の廃棄物処理の現状と課題」 編

北区清掃事務所

第一部 「廃棄物管理責任者」編で学んだこと

廃棄物管理責任者講習会
第三回「市区の廃棄物処理の現状と課題」編

1 廃棄物管理責任者

- (1) 廃棄物管理責任者の選任
- (2) 廃棄物管理責任者の届出
- (3) 廃棄物管理責任者の役割

2 廃棄物の減量

- (1) 現状把握
- (2) 減量計画・分別ルールの設定・実施・確認
- (3) 関係者や区との連絡調整

3 廃棄物の適正処理

- (1) 許可業者の確認
- (2) 契約内容の確認
- (3) 処理伝票等の確認

4 再利用計画書の作成と提出

5 立入検査

構成（目次）

- 1. 廃棄物に関する法律等の解説**
- 2. 北区の事業系廃棄物の現状と課題**
- 3. 廃棄物減量・資源再利用に向けた事例紹介**

1. 廃棄物に関する法律等の解説

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

(1) 廃棄物・リサイクルに関する法体系

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的枠組法

廃棄物処理法

廃棄物の適正処理

資源有効利用促進法

3Rの促進

各種リサイクル法

容器包装リサイクル法

家電リサイクル法

建設リサイクル法

食品リサイクル法

自動車リサイクル法

小型家電リサイクル法

プラスチック資源循環促進法

1. 廃棄物に関する法律等の解説

(2) 廃棄物とは

廃棄物(法第2条第1項)

この法律において、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。

産業廃棄物(法第2条第4項)

事業活動に伴って生じた廃棄物、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物

一般廃棄物(法第2条第2項)

産業廃棄物以外の廃棄物

1. 廃棄物に関する法律等の解説

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

○産業廃棄物

(あらゆる事業活動に伴うもの)

種類	具体例
1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
2 汚泥	排水処理後等で排出された泥状のもの、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、洗車場汚泥、建設汚泥など
3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など全ての酸性廃液
5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など全てのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
7 ゴムくず	生ゴムくず、天然ゴムくず
8 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
9 ガラスくず	ガラス類、コンクリートくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、陶磁器くずなど
10 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
11 がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片その他これらに類する不要物
12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

1. 廃棄物に関する法律等の解説

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

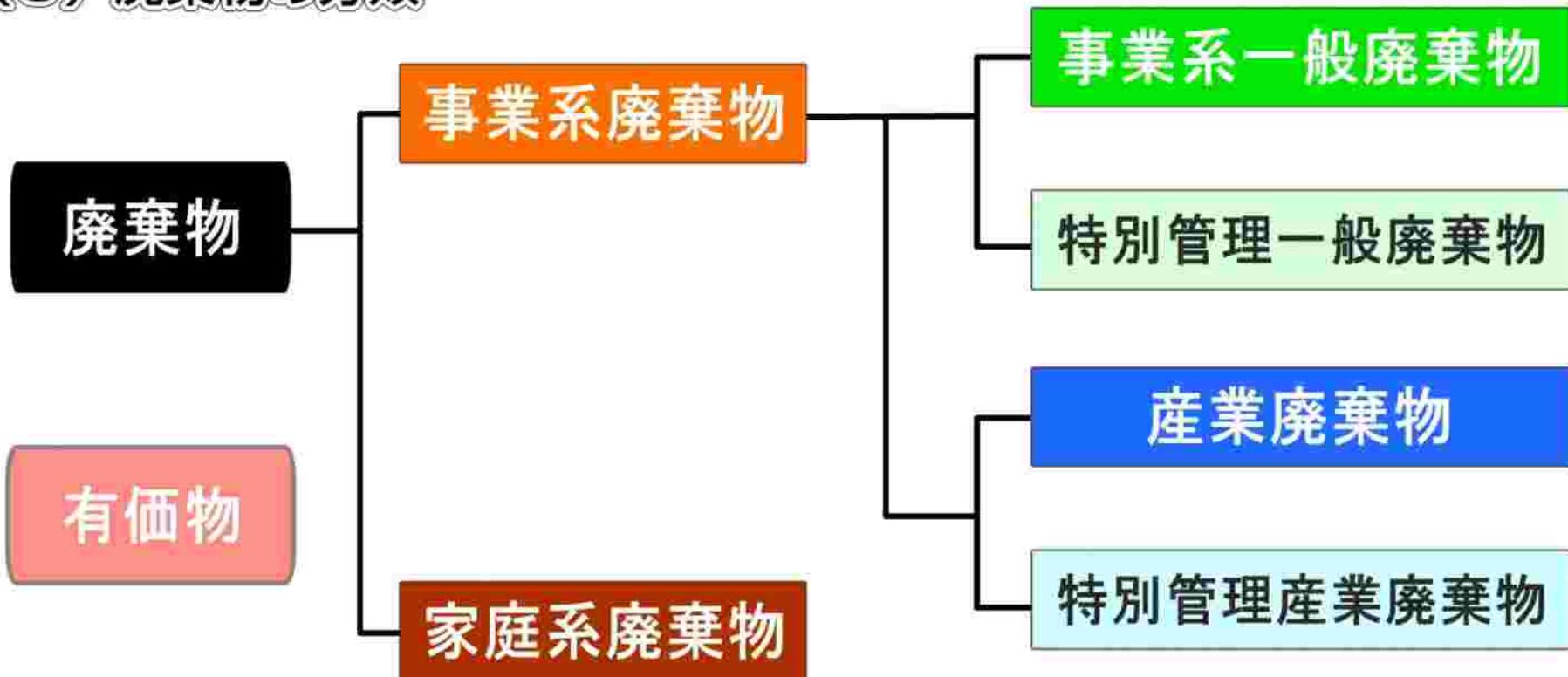
○産業廃棄物 (特定の事業活動に伴うもの)

種類	具体例
13 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
14 木くず	①建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類など ②貨物の流通のために使用したパレットなど
15 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
16 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獸のあらなどの固形状の不要物
17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどのふん尿
19 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどの死体
20 政令13号廃棄物	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）

1. 廃棄物に関する法律等の解説

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

(3) 廃棄物の分類



1. 廃棄物に関する法律等の解説

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

(4) 排出事業者の責務

事業者の責務

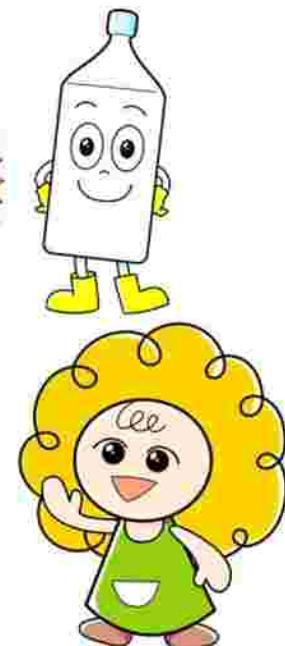
第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければならない。

▶ 廃棄物の自己処理責任の原則

▶ 適正処理の義務

事業所等で発生した廃棄物については、**発生させた者（排出事業者）**が、
責任をもって適正に処理しなければならないということ！
自ら処理しないで業者に処理を委託する場合、その処理について
排出事業者に責任があるということ！

注意



1. 廃棄物に関する法律等の解説

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

(4) 排出事業者の責務

事業者の責務

第3条 (略)

- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める（中略）ようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他、適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



廃棄物の減量義務



地方公共団体の施策協力義務

1. 廃棄物に関する法律等の解説

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

(4) 排出事業者の責務

廃棄物の自己処理責任の原則

適正処理の義務

排出事業者がしなければならないこと

- ▶ 発生する廃棄物の種類・量の把握と分別
- ▶ 保管基準に従った保管
- ▶ 許可業者（収集運搬、処分）への委託 ※
- ▶ 委託契約書の締結、マニフェストの使用
- ▶ 最終処分まで適正に行われたことの確認

(※)委託以外の処理方法

- ① 自ら処理 ⇒ 都内では困難、ハードル高い
- ② 区の収集に出す ⇒ 小規模な排出業者（従業員20人以下・日量10kg未満）に限定

1. 廃棄物に関する法律等の解説

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」編

(4) 排出事業者の責務

廃棄物の自己処理責任の原則

適正処理の義務

- ▶ 許可を受けている業者に処理を委託する

原則

一般廃棄物

北区の許可を受けている業者

産業廃棄物

東京都の許可を受けている業者

- ▶ 契約内容を確認する

一般廃棄物

処理手数料は、区が定める額(北区条例)を超えてはならない。
⇒1kgにつき、上限が定められています。

産業廃棄物

契約は原則として2者間契約とし、必ず文書で取り交わす。
契約書への法定記載事項や添付書類が規定されている。

1. 廃棄物に関する法律等の解説

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

(4) 排出事業者の責務

廃棄物の自己処理責任の原則

適正処理の義務

▶ 履行確認 マニフェスト制度：排出事業者に交付義務があります

一般廃棄物

- ① 1日平均100kg以上排出する排出事業者
- ② 臨時に排出する排出事業者

産業廃棄物

全ての排出事業者が、収集のたびに交付



一般廃棄物管理票



産業廃棄物管理票

- ▶ 5年間保管義務
- ▶ インターネットで管理できる
電子マニフェストもあり(産廃のみ)

1. 廃棄物に関する法律等の解説

(4) 排出事業者の責務

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

産業廃棄物管理票

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A 票

登録番号	年月日	登録番号	10111929145	提出機関	北区
氏名又は名称		住所		文書	
種別	所在地	電話番号	郵便番号	所在地	地図番号
■普通の産業廃棄物 ■特殊な産業廃棄物 物質「並び等級」 ● 毒性 ● 感染性 ● 遺伝子変異性 ● バラシ ● ユレティオ ● 腐敗性 ● カラム性 ● 残性					
産業廃棄物の名前					
保管方法					
運送方法					
所有者・運送者					
管理者又は品分責任者・内丸又は名義を付す者等の登録番号(登録番号) □ 構造物登録番号 □ 通航記載のとおり					
名前・住所・電話番号 委託業者登録番号の上記より 当機知能のとおり					
氏名又は名称	登録番号	E-mail			
住所	電話番号	所在地		電話番号	
氏名又は名称		登録番号	登録日	登録年月日	登録年月日
登録番号		登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
登録番号		登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
登録番号		登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
発行・取扱元：東京産業廃棄物事業協同組合					
登録年月日		登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日

1. 廃棄物に関する法律等の解説

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

(5) 廃棄物処理法に定める罰則

違反行為の内容	罰 則	根拠法令
無許可業者に廃棄物の運搬又は処理を委託した	5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金、又はこれの併科	法第25条第1項第6号
許可の範囲を超えた委託をした 書面による産廃契約を交わしていない	3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、又は、これの併科	法第26条第1号
産廃マニフェストの未交付、又は虚偽の記載をして交付した	1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金	法第27条の2第1号
産廃マニフェストを5年間保管していない	1年以下の懲役、又は100万円以下の罰金	法第27条の2第5号
廃棄物の不法投棄を行った ※未遂の場合を含みます。	5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金、又はこれの併科 法人の場合は3億円以下の罰金	法第25条第1項第14号 法第32条第1項第1号

※ 罰則の条項は、上記の外、法第25条から第34条に規定されています。

1. 廃棄物に関する法律等の解説

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

(6) 北区条例に定める罰則・行政処分

違反行為の内容	罰 則	根拠法令
事業系一般廃棄物の減量義務違反（※）	改善勧告 氏名公表 収集拒否	条例第20条 条例第21条 条例第22条
廃棄物管理責任者の未選任（※）		
再利用計画書を提出しない（※）		
適正処理困難物に関する下取り等の回収命令に従わない	20万円以下の 罰金	条例第76条
廃棄物の分別や中間処理の命令に従わない		
事業系一般廃棄物の処理基準に従わない、保管場所設置命令に従わない		

※ 対象は、3,000m²以上の事業用大規模建築物に限ります。

1. 廃棄物に関する法律等の解説

◎不適正搬入物（産業廃棄物大量投入の事例）



粗大ごみ
廃プラスチック類

缶
ペットボトル



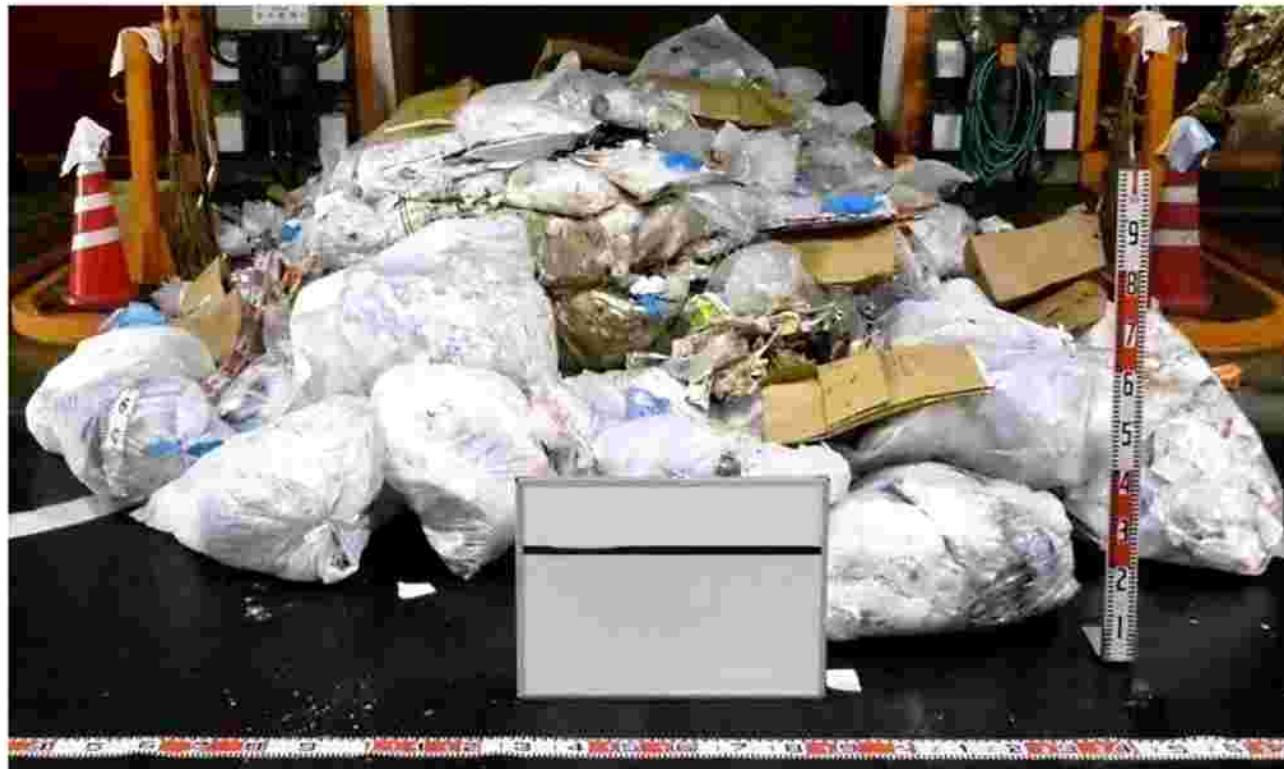
《写真提供》東京三十三区清掃一部事務組合

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」編

1. 廃棄物に関する法律等の解説

◎不適正搬入物（産業廃棄物大量投入の事例）

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」

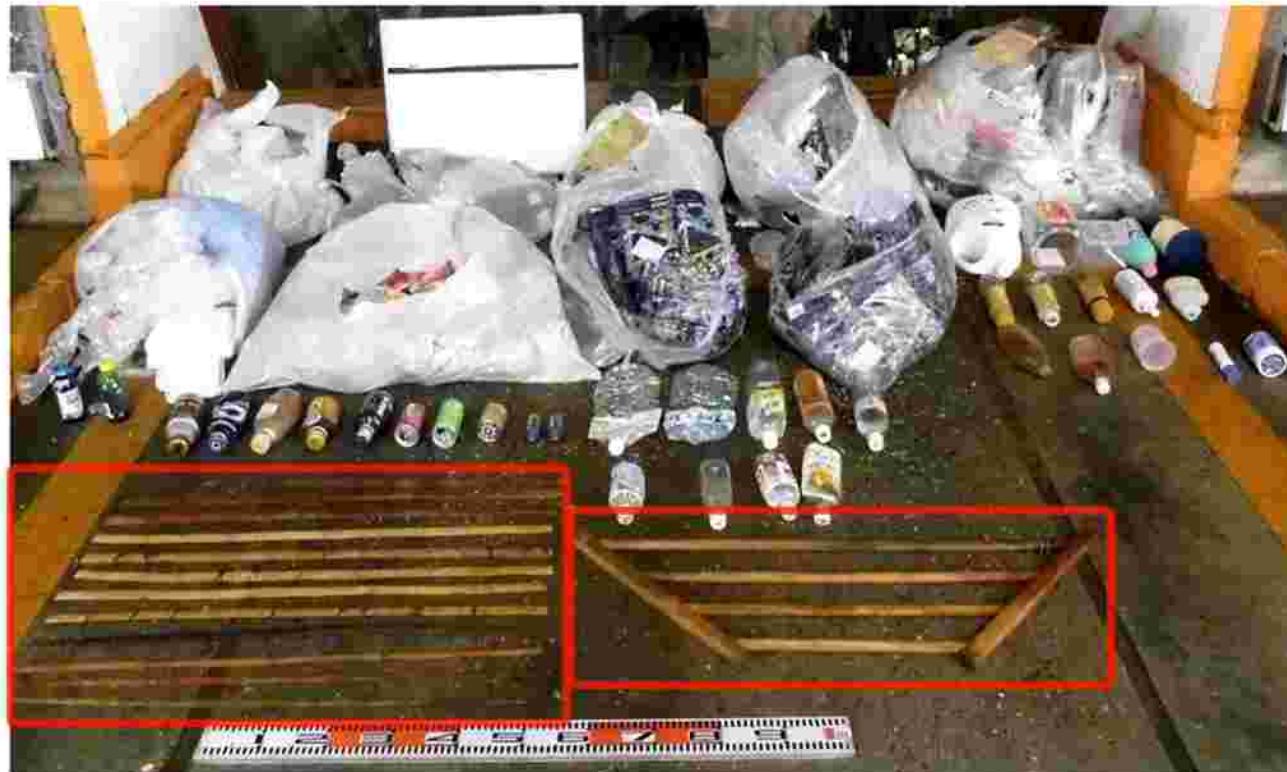


《写真提供》東京三十三区清掃一部事務組合

1. 廃棄物に関する法律等の解説

○不適正搬入物（産業廃棄物大量投入の事例）

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」毎



《写真提供》東京三十三区清掃一部事務組合

1. 廃棄物に関する法律等の解説

◎不適正搬入物（産業廃棄物大量投入の事例）

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」



《写真提供》東京三十三区清掃一部事務組合

1. 廃棄物に関する法律等の解説

◎不適正搬入物（産業廃棄物大量投入の事例）

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」



《写真提供》東京三十三区清掃一部事務組合

1. 廃棄物に関する法律等の解説

◎不適正搬入物（産業廃棄物大量投入の事例）

廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」



《写真提供》東京三十三区清掃一部事務組合

2. 北区の事業系廃棄物の現状と課題

○発生量・再利用率の推移



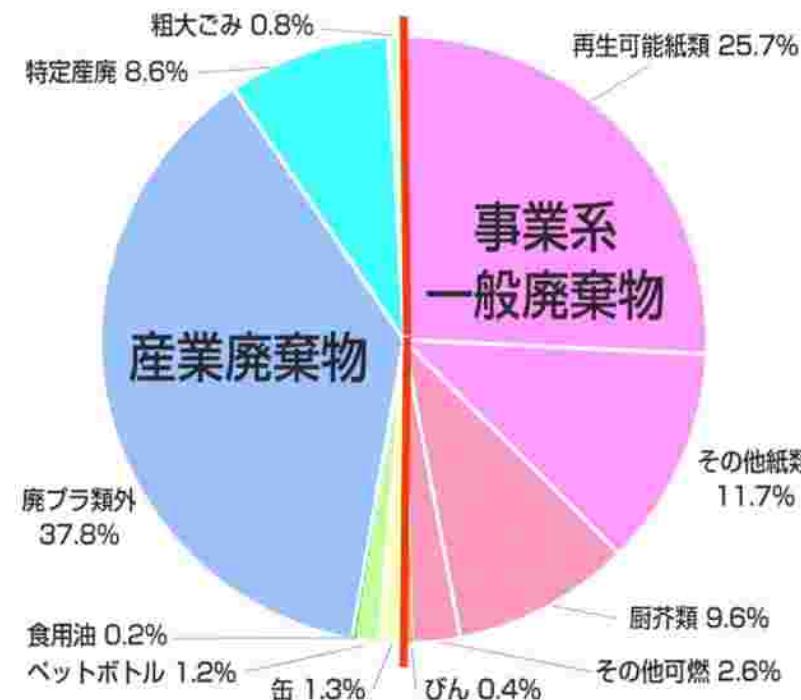
※本データは、北区内の事業用大規模建築物（3,000m²以上）の再利用計画書に基づいた数値です。
事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の数値が合算されています。

 再生利用  廃棄量  再利用率

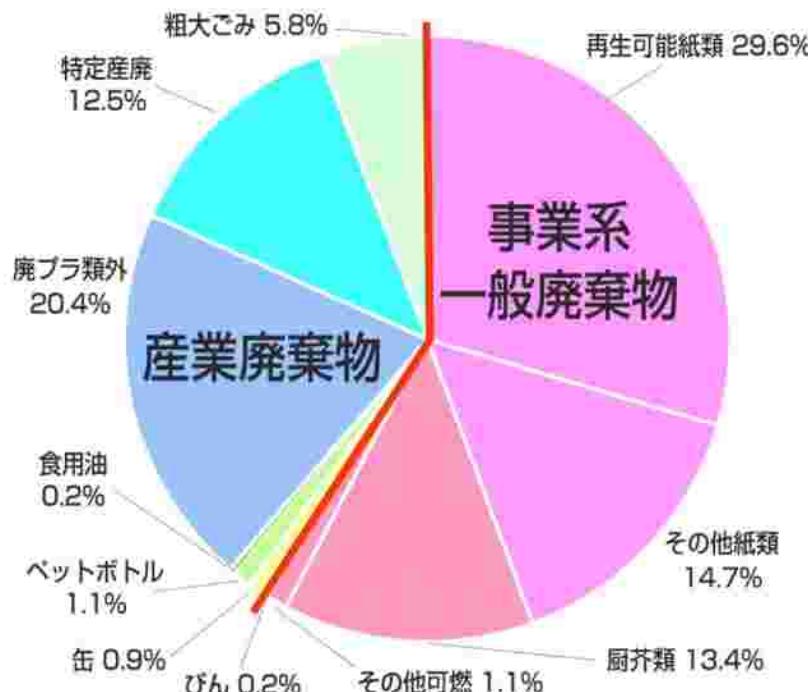
2. 北区の事業系廃棄物の現状と課題

○発生量の割合

廃棄物の発生量の割合（平成25年度）



廃棄物の発生量の割合（令和4年度）



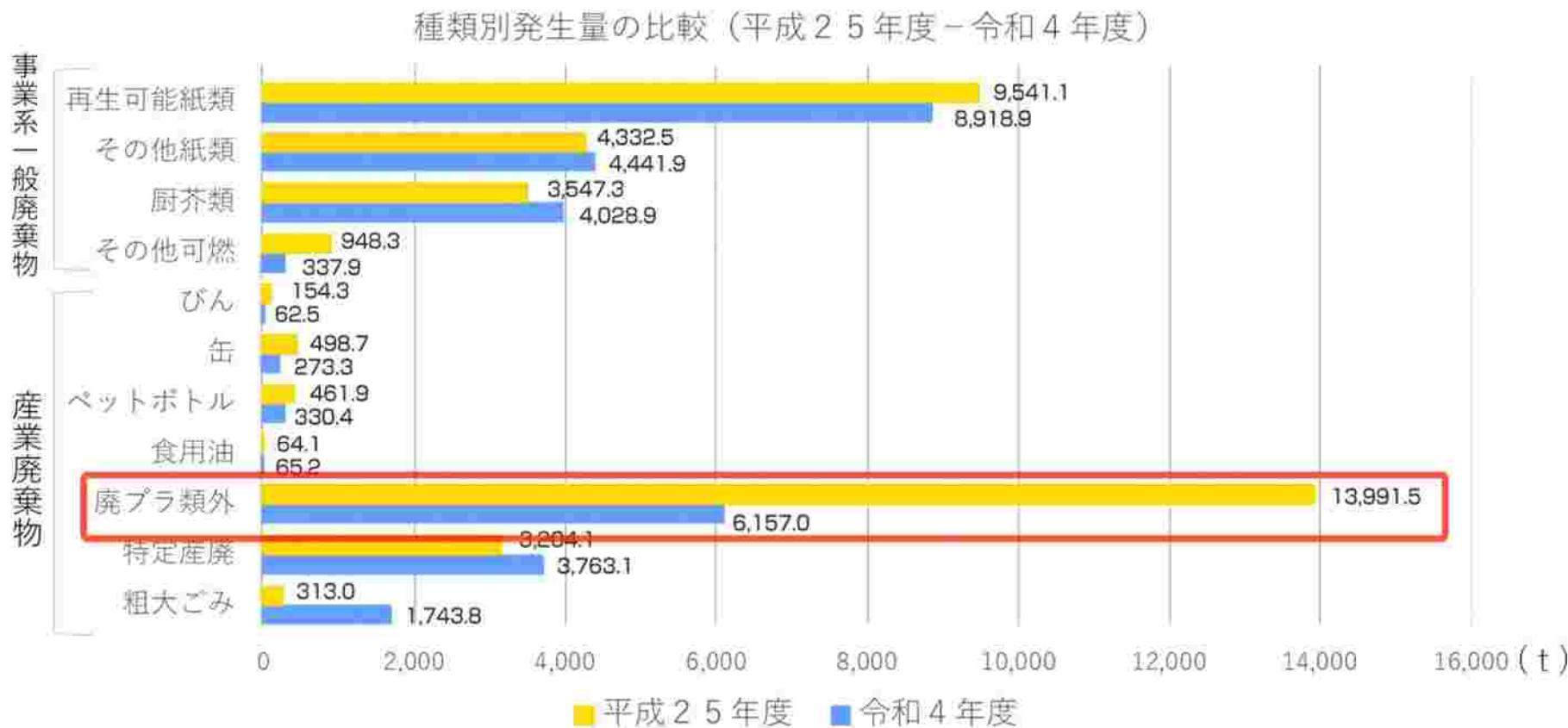
※ 再生可能紙類には、コピー用紙、シュレッダーごみ、新聞及び段ボールが含まれています。

※ その他可燃には、木、草及びその他可燃ごみが含まれています。

2. 北区の事業系廃棄物の現状と課題

○種類別発生量の比較

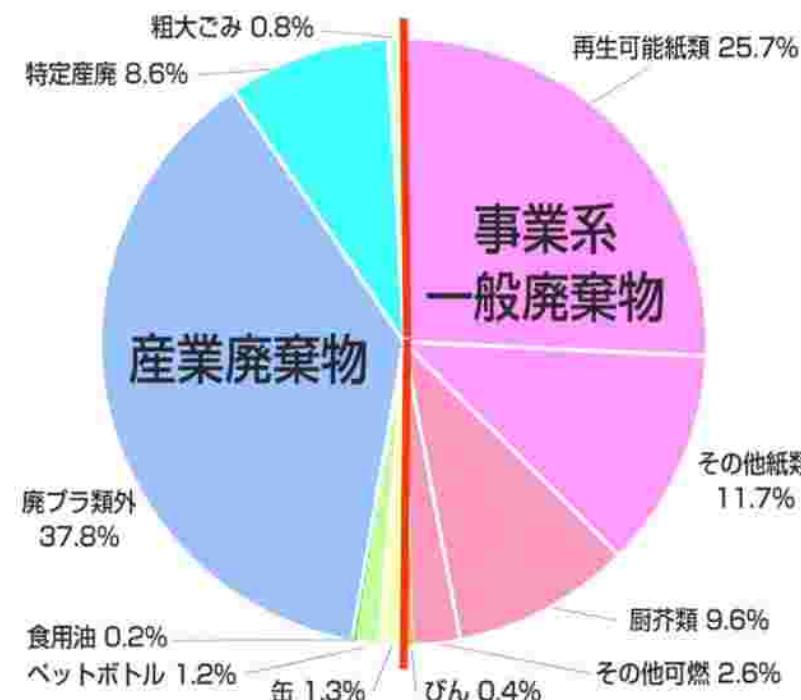
廃棄物管理責任者講習会
第三部「北区の廃棄物処理の現状と課題」



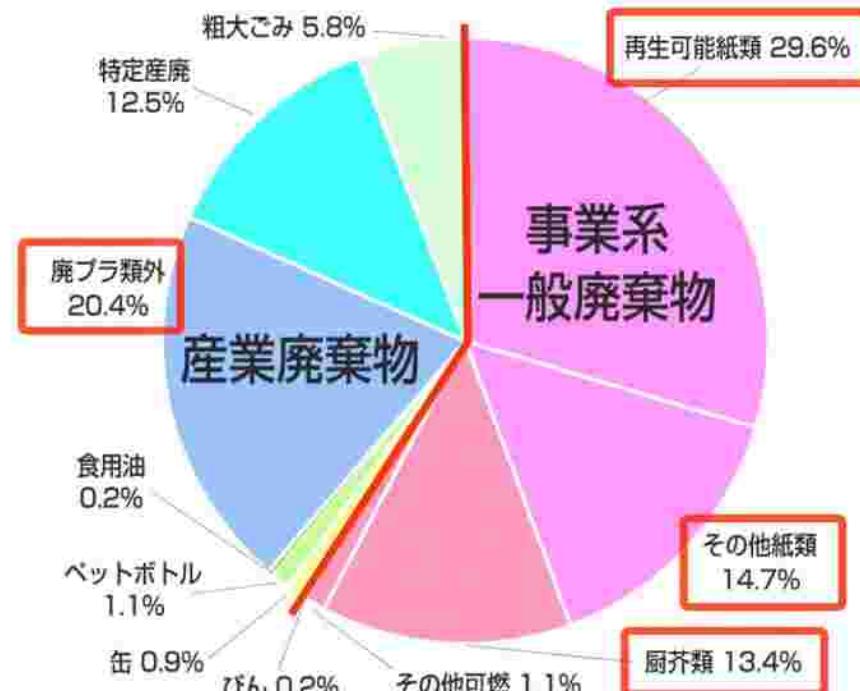
2. 北区の事業系廃棄物の現状と課題

○発生量の割合

廃棄物の発生量の割合（平成25年度）



廃棄物の発生量の割合（令和4年度）



※ 再生可能紙類には、コピー用紙、シュレッダーごみ、新聞及び段ボールが含まれています。

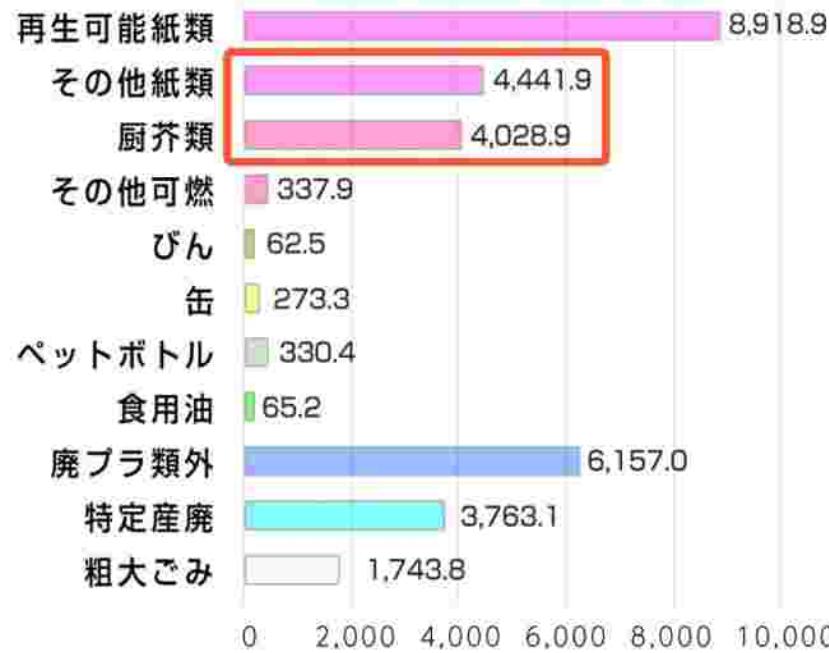
※ その他可燃には、木、草及びその他可燃ごみが含まれています。

2. 北区の事業系廃棄物の現状と課題

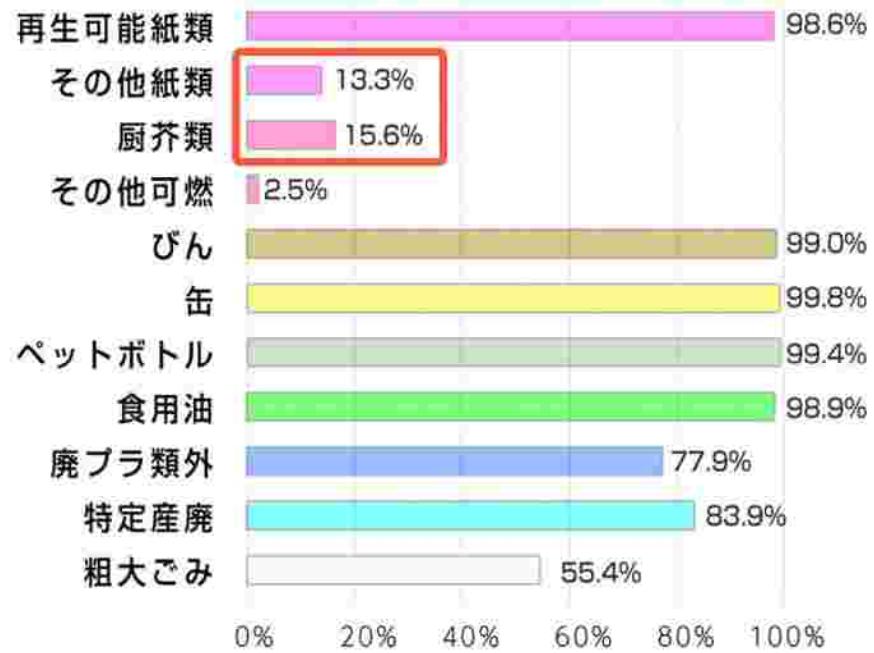
○発生量と再利用率

発生量（令和4年度）

発生量 30,123.0 t



再利用率 (令和4年度)
産業廃棄物 77.8%
事業系一般廃棄物 56.5%



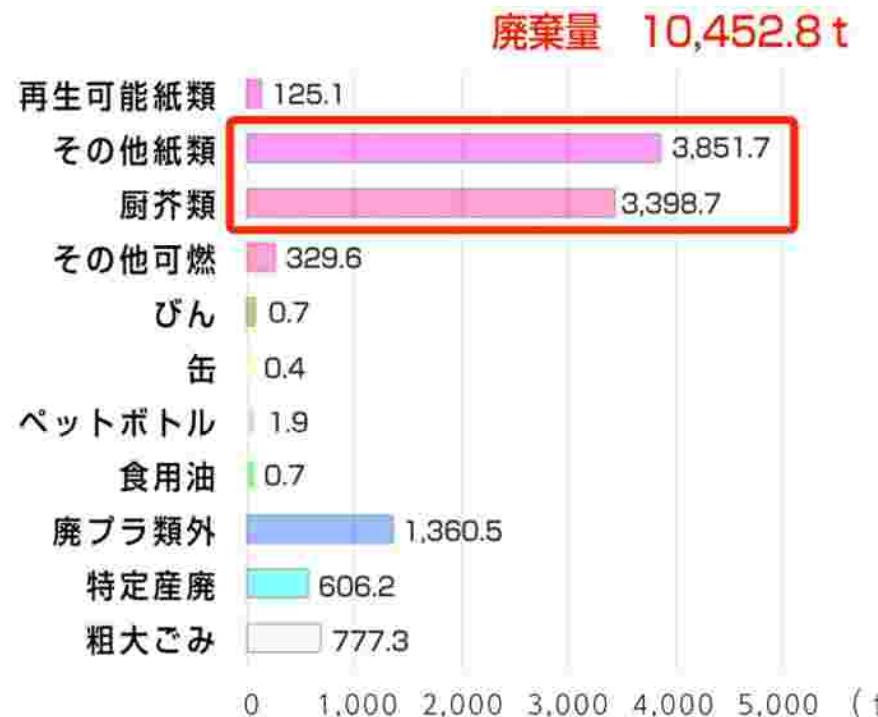
※ 再生可能紙類には、コピー用紙、シュレッダーごみ、新聞及び段ボールが含まれています。

※ その他可燃には、木、草及びその他可燃ごみが含まれています。

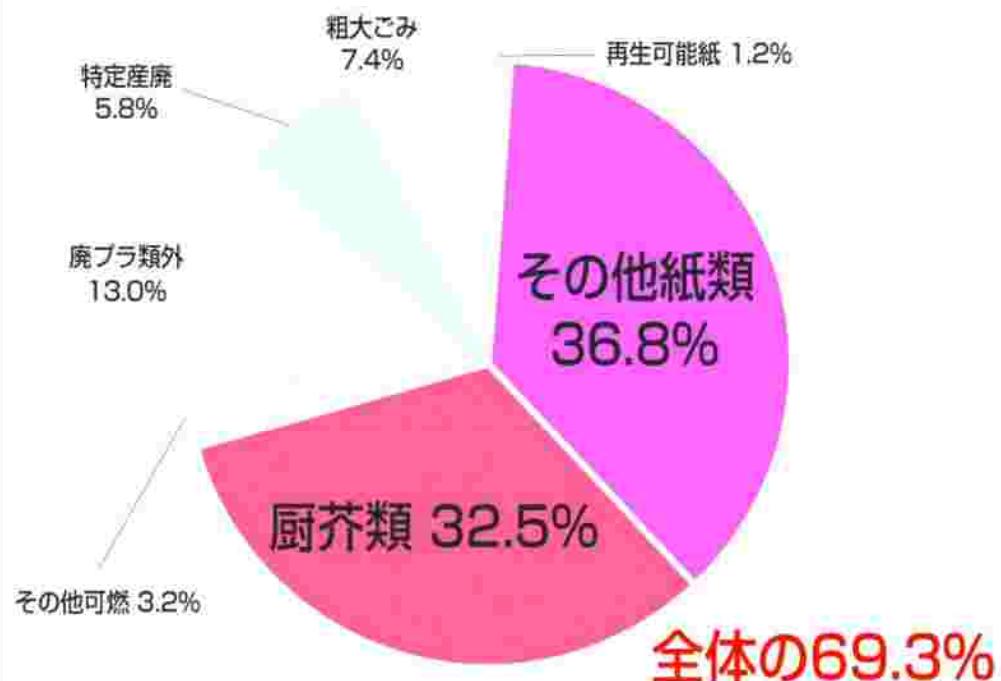
2. 北区の事業系廃棄物の現状と課題

○廃棄量とその割合

廃棄量（令和4年度）



廃棄量の構成比（令和4年度）



※ 再生可能紙類には、コピー用紙、シュレッダーごみ、新聞及び段ボールが含まれています。

※ その他可燃には、木、草及びその他可燃ごみが含まれています。